

国境の島々の領土と主権を守るための体制整備に関する意見書

尖閣諸島及び竹島は我が国固有の領土であることは歴史的、国際法的に明確であるが、本年8月、香港の民間活動家らが尖閣諸島魚釣島に不法上陸し、韓国の李明博大統領が竹島に上陸する事案が発生するなど、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがある中で、我が国固有の領土の保全に関し、毅然たる態度を明確に示すとともに、領域警備強化に関する必要な体制整備を行うことが求められている。

我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、日本政府は、国民の安全と利益を守る立場から、豊富な海洋資源の保全及び国境の離島の保全振興、無人島となっている国境の島々の適切な管理のための必要な取り組みを早急に進めるべきである。

よって、国におかれては、国境の島々の領有を明確に諸外国に示すとともに、領土と主権を守るために必要な体制整備等を速やかに行うよう強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣

あて

横浜市会議長

佐藤 茂